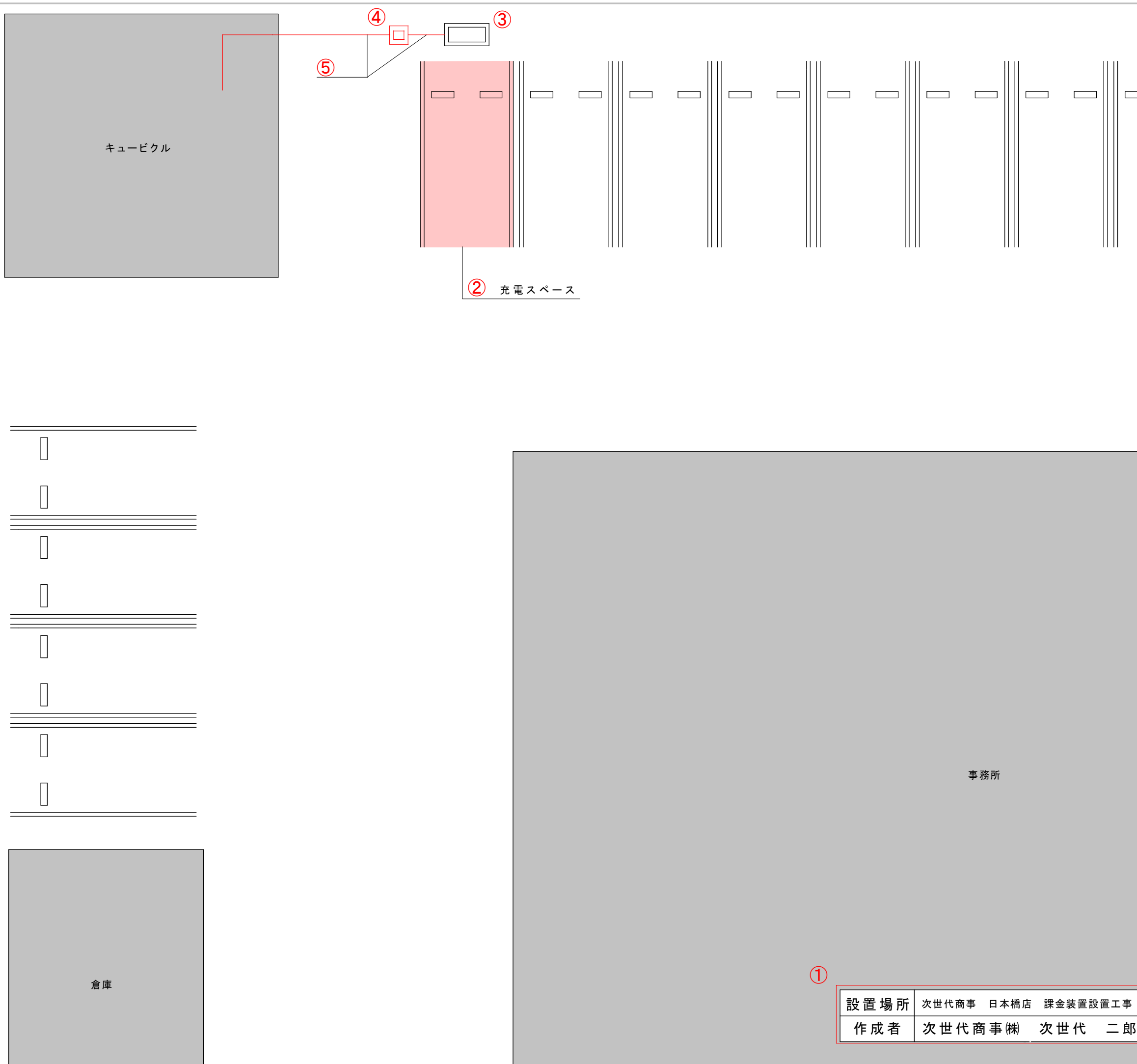


記載が必要な内容	
作成上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>充電設備の設置場所における駐車場の位置</li> <li>駐車場内での充電設備を設置する位置</li> <li>充電設備の電源元(キュービクル、分電盤、引き込み柱等)の位置</li> <li>電源元と充電設備間の配線ルート</li> </ul> 上記項目が審査できるように記載してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>図面は手書き可とします。</li> </ul>
共通事項	<b>① 図面基本情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置場所 例) 次世代モール 充電設備設置工事 ※設置場所名称が確認できること</li> <li>図面名称 例) 充電設備設置レイアウトを示す略図</li> <li>作成者 例) 次世代商事 次世代 二郎</li> <li>縮尺 例) 1/100</li> <li>作成日 例) 平成29年4月25日</li> </ul>
	<b>② 充電スペース</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>充電スペースとして予定されている駐車スペースを示してください。</li> </ul>
充電設備設置レイアウトを示す略図	<b>③ 充電設備設置位置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>充電設備設置位置を記載してください。</li> </ul>
	<b>④ 電源元</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>キュービクル、分電盤、引き込み柱等の充電設備の電源元を記載してください。</li> </ul>
	<b>⑤ 配線ルート</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源元から充電設備間の配線のルートに記載してください。</li> <li>※交付時に提出する配線ルート図と内容が同じであること。</li> <li>交付申請時において、配線ルート、充電設備の設置場所移動等の変更は認められません。</li> <li>十分な工事計画を基に、配線のルートに記載してください。</li> </ul>

建物

①

設置場所	次世代モール 充電設備設置工事	図面名称	充電設備設置レイアウトを示す略図			
作成者	次世代商事(株) 次世代 二郎	縮尺	1/100	作成日	平成29年4月25日	



記載が必要な内容	
作成上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>課金装置の設置場所における駐車場の位置</li> <li>駐車場内での課金装置を設置する位置</li> <li>課金装置の電源元（キュービクル、分電盤等）</li> <li>電源元と課金装置間の配線ルート</li> </ul> <p>上記項目が審査できるように記載してください。</p> <p>・図面は手書き可とします。</p> <p>・市販の地図等を活用し作成することも可とします。</p>
	<p>① 図面基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置場所 例) 次世代商事 日本橋店 課金装置設置工事 ※設置場所名称が確認できること</li> <li>図面名称 例) 課金装置設置レイアウトを示す略図</li> <li>作成者 例) 次世代商事(株) 次世代 二郎</li> <li>縮尺 例) 1/100</li> <li>作成日 例) 平成29年4月25日</li> </ul>
課金装置設置レイアウトを示す略図	<p>② 充電スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>充電スペースとされている駐車スペースを示してください。</li> </ul>
	<p>③ 既設充電設備の設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設充電設備の設置位置を記載してください。</li> </ul>
	<p>④ 課金装置設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課金装置設置位置を記載してください。</li> </ul> <p>⑤ 配線ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源元から課金装置間の配線ルートを記載してください。</li> <li>課金装置から充電設備間の通信線も記載してください。</li> </ul> <p>※交付時に提出する配線ルート図と内容が同じであること。</p> <p>交付申請時において、配線ルート、課金装置の設置場所移動等の変更は認められません。</p> <p>十分な工事計画を基に、配線のルートを記載してください。</p>

①	設置場所	次世代商事 日本橋店 課金装置設置工事	図面名称	課金装置設置レイアウトを示す略図		
	作成者	次世代商事(株) 次世代 二郎	縮尺	1/100	作成日	平成29年4月25日